

商工建設常任委員会会議録

平成20年 4 月25日

場 所 第5委員会室

平成20年4月25日（金曜日）

午前10時2分開会

会議に付託された議案等

- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
 - ・平成19年度の企業誘致の状況について
 - ・平成20年度都市エリア産学官連携促進事業の採択について
 - ・移住体験ツアーについて
 - ・道路特定財源の暫定税率期限切れに伴う対応について

出席委員（9人）

| | | | |
|-----|---|----|----|
| 委員 | 長 | 十屋 | 幸平 |
| 副委員 | 長 | 河野 | 安幸 |
| 委員 | | 坂元 | 裕一 |
| 委員 | | 星原 | 透 |
| 委員 | | 水間 | 篤典 |
| 委員 | | 濱砂 | 守 |
| 委員 | | 外山 | 良治 |
| 委員 | | 武井 | 俊輔 |
| 委員 | | 河野 | 哲也 |

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

| | | |
|------------|-----|-----|
| 商工観光労働部長 | 高山 | 幹男 |
| 商工観光労働部次長 | 河野 | 富二喜 |
| 企業立地推進局長 | 矢野 | 好孝 |
| 観光交流推進局長 | 江上 | 仁訓 |
| 部参事兼商工政策課長 | 内戸保 | 博秋 |

| | | |
|------------|----|----|
| 工業支援課長 | 森 | 幸男 |
| 商業支援課長 | 工藤 | 良長 |
| 経営金融課長 | 古賀 | 孝士 |
| 労働政策課長 | 押川 | 利孝 |
| 地域雇用対策監 | 金丸 | 裕一 |
| 企業立地推進局次長 | 長嶺 | 泰弘 |
| 観光推進課長 | 橋口 | 貴至 |
| みやざきアピール課長 | 甲斐 | 陸教 |
| 工業技術センター所長 | 河野 | 雄三 |
| 食品開発センター所長 | 青山 | 好文 |
| 県立産業技術専門校長 | 西 | 盾夫 |

県土整備部

| | | |
|-------------------------|----|----|
| 県土整備部長 | 野口 | 宏一 |
| 県土整備部次長 （総括） | 濱砂 | 公一 |
| 県土整備部次長 （道路・河川・港湾担当） | 山田 | 康夫 |
| 県土整備部次長 （都市計画・建築担当） | 児玉 | 宏紀 |
| 高速道対策局長 | 岡田 | 義美 |
| 部参事兼管理課長 | 持原 | 道雄 |
| 部参事兼用地対策課長 | 小野 | 健一 |
| 技術企画課長 | 岡田 | 健了 |
| 工事検査課長 | 富高 | 康夫 |
| 道路建設課長 | 山崎 | 芳樹 |
| 道路保全課長 | 東 | 康雄 |
| 河川課長 | 岩切 | 立雄 |
| ダム対策監 | 小城 | 文男 |
| 砂防課長 | 桑畑 | 則幸 |
| 空港・ポート セールス対策監 | 前田 | 安德 |
| 都市計画課長 | 黒田 | 博司 |
| 公園下水道課長 | 平田 | 一善 |
| 建築住宅課長 | 藤原 | 憲一 |
| 営繕課長 | 佐藤 | 徳一 |

高速道対策局次長 渡 邊 純 教

労働委員会事務局

事務局 長 黒 木 康 年
調整審査課長 高 藤 和 洋

事務局職員出席者

議事課主査 山 中 康 二
議事課主査 大 下 香

○十屋委員長 それでは、ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります、現在お座りの仮席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の運営方法についてありますが、執行部入れかえの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、執行部の不在についてであります。

企業立地推進局の藤野商工観光労働部副参事が病気療養のため、また、竹内港湾課長、営繕課の新川施設保全対策監が傷病休暇中のため、

欠席する旨の不在届が提出されておりますので、御承知いただきますようお願いいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時5分再開

○十屋委員長 それでは、委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども9名が商工建設常任委員会委員となったところでございます。

私はこのたび、委員長に選任されました日向市選出の十屋でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

一言ごあいさつを申し上げます。

けさの新聞にもありましたけれども、県内の経済動向、それから観光の様子等が載っておりました。景気のほうは足踏み状態だというふうには、若干下振れのほうに表現されておりましたけれども、また、南九州と北部、福岡を含めた北部九州の各県との差も広がっているようでありますので、そういう課題解決に向けて、委員会といたしまして、しっかり前向きな議論をしてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が宮崎郡選出の河野安幸副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、日南市・南那珂郡選出の坂元委員でございます。小林市選出の水間委員でございます。西都市・西米良村選出の濱砂委員でございます。都城市選出の星原委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、宮崎市選出の外山委員でございます。同じく宮崎市選出の武井委員でございます。延岡市選出の河野哲也委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の大下主査でございます。副書記の山中主査でございます。

次に、高山部長のごあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願い申し上げます。

○高山商工観光労働部長 商工観光労働部長の高山でございます。昨年度に引き続きまして、商工観光労働行政を担当させていただくことになりましたので、どうぞよろしくお願ひいたします。

商工観光労働部の業務と申しますのは、本県産業の活性化とか雇用の場の確保など、県民生活に直接関係する重要な部門になっているというふうに考えております。今年度は、企業立地推進局、観光交流推進局の設置を初めとします組織改正も行いまして、新たに知事のトップセールスや移住などの業務も担当させていただくということになりました。

私どもといたしましては、新しくなりました組織の機能を十二分に発揮しながら、本県経済の活性化に向けて職員一丸となって取り組んでまいり所存でございます。十屋委員長を初め委員の皆様のお指導、御支援をよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、座らせていただきます。

それでは、お手元に商工建設常任委員会資料をお配りさせていただいております。

まず最初に、商工観光労働部の幹部職員を紹介させていただきます。

まず、私の左隣からでございますが、次長の

河野富二喜でございます。

企業立地推進局長の矢野好孝でございます。

観光交流推進局長の江上仁訓でございます。

部参事兼商工政策課長の内村保博秋でございます。副参事兼商工政策課課長補佐の富高敏明でございます。

工業支援課長の森幸男でございます。工業支援課課長補佐の田中保通でございます。

商業支援課長の工藤良長でございます。商業支援課課長補佐の金子洋士でございます。

経営金融課長の古賀孝士でございます。経営金融課課長補佐の小谷昌志でございます。

労働政策課長の押川利孝でございます。地域雇用対策監の金丸裕一でございます。労働政策課課長補佐の平原利明でございます。

企業立地推進局次長の長嶺泰弘でございます。副参事の藤野秀策でございますが、本日は欠席させていただいております。

続きまして、観光推進課長の橋口貴至でございます。観光推進課課長補佐の長倉芳照でございます。

みやざきアピール課長の甲斐睦教でございます。みやざきアピール課課長補佐の藪田亨でございます。

工業技術センター所長の河野雄三でございます。

食品開発センター所長の青山好文でございます。

県立産業技術専門校長の西盾夫でございます。

最後に議会担当の職員でございますが、商工政策課主幹の弓削博嗣と副主幹の小川智巳でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、資料の2ページをお開きいただきたいと存じます。

平成20年度の商工観光労働部の執行体制を記載いたしております。

冒頭申しましたとおり、本年度は新しく組織が変わっております。このページの下の方にありますとおり、企業立地推進局と観光交流推進局の2局が新設されまして、そのうち観光推進局は、観光推進課とみやざきアピール課の2課で構成いたしております。

また、上のほうにありますとおり、工業支援課と商業支援課が再編・設置されておりました。その結果、本庁は2局7課体制となっております。

次に、3ページをお開きいただきたいと思っております。

平成20年度の商工観光労働部当初予算でございます。

一般会計と特別会計を合わせました部全体の予算額は、表の一番下の欄でございますけれども、415億6,627万1,000円でございます。対前年度6月補正後と比べまして97.6%となっております。

なお、各課の予算につきましては、表のとおりでございます。

下のほうにございますけれども、平成20年度の重点施策についてでございます。

重点施策のうち、まず1つ目、中山間地域・植栽未済地対策関連といたしまして、(1)にありますとおり、中山間地域の地域づくりに向けまして「ふるさとツーリズム推進事業」、あるいは(2)であります中山間地域の生活対策に向けまして新たに「中山間地域商業活性化支援事業」を実施いたしまして、中山間地域における新たなビジネスモデルの構築を目指すこと

といたしております。

2つ目の建設産業対策関連といたしましては、中小企業融資制度貸付金の中に新たに「建設産業等支援貸付」を創設いたしますとともに、「建設産業等経営支援事業」を実施いたしまして、建設業者等の経営基盤の強化等を支援していくことといたしております。

4ページをごらんいただきたいと思っております。

これは、「新みやざき創造計画」における戦略別施策体系に、平成20年度の商工観光労働部関係の主な事業を位置づけたものでございます。

以下、そのうちの主なものにつきまして、体系に沿って御説明をさせていただきます。

まず、一番上の「戦略2-2 地域福祉・自立支援の充実」についてであります。

この戦略は2つの施策に分かれておりますが、そのうち2つ目、「シニアパワーを生かした高齢者の社会参加の促進」につきましては、右のほうに事業を書いておりますが、新規事業「高齢者就労支援強化事業」を実施することによりまして、高齢者の雇用促進を図ってきたいというふうに考えております。

次に、「戦略3-1 「みやざきブランド」の総合プロモーション」についてであります。

この戦略も2つの施策に分かれておりました。まず1つ目、「みやざきブランドの向上及び情報発信強化」につきましては、新たに新規事業としまして「みやざき総合PR推進事業」を実施いたしまして、「みやざきブランド」のPR活動を実施しますとともに、その3つ下に記載しておりますが、新規事業として「宮崎県優良県産品推奨制度事業」を実施することにより、県産品に対する信用を高め、商品力の向上を目指すことといたしております。

施策の2つ目、「大都市、東アジアなどへの販路開拓」につきましては、一番下にありますが、新規事業「東アジア販路拡大戦略策定事業」を実施いたしまして、県や関係団体等が一体となりまして取り組む戦略を策定することにしたしております。

次に、5ページをお開きいただきたいと存じます。

一番上でございます。「戦略3-2 おもてなし日本一観光推進」についてであります。

この戦略は4つの施策で構成しております。

まず1つ目、「観光資源の掘り起こし・磨き上げの推進」につきましては、一番上の新規事業「宮崎おもてなし日本一実践事業」を実施いたしまして、各地区ごとにおもてなし研修会を実施いたしますとともに、観光ボランティアの資質向上等を支援していくことといたしております。

中ほど、2ですが、「国内外の旅行会社等へのセールス強化と著名人を活用したPRの実施」につきましては、3つ目の事業になりますが、「みやざきPRネットワーク強化事業」を実施することによりまして県外への情報発信を強化し、みやざきの魅力を広くPRしていきたいと考えております。

次に、6ページをごらんいただきたいと存じます。

一番上、「戦略3-3 おもてなし日本一移住促進」についてですが、これは3つの施策、まず1つ目、「U・J・Iターンの呼びかけ強化」、それから2つ目、「市町村や移住者支援NPO等との連携・協働による受入体制の整備」、3つ目、「移住促進モデル市町村や空き家バンク活動への支援等の受入環境の整備」に向けまして、新規事業として「宮崎に来ん

ね、住まんね、呼びかけ強化事業」において総合的に事業を展開していきたいというふうに考えております。

下のほう、「戦略3-4 働く場づくり・ものづくり振興」についてであります。

この戦略は4つの施策に分かれています。

まず1つ目、「戦略的企業誘致活動の推進」につきましては、新規事業としまして「企業誘致専門員設置事業」を実施いたしまして、企業誘致活動の充実強化を図ることといたしております。

7ページをお開きいただきたいと存じます。

一番上の右のほうに書いております新規事業「地域雇用対策強化事業」を実施いたしまして、地域の雇用対策機関の連携を強化いたしまして、あわせて企業への雇用対策事業の導入を促進していきたいというふうに考えております。

中ほどになりますが、「3 県内企業の新技術、新製品等の発掘、研究開発及び販路開拓を支援」につきましては、上から2番目の新規事業「食と健康・バイオメディカル産業創造プロジェクト」におきまして、これまでの研究成果を生かしながら、新商品の開発やベンチャー企業の創出等を促進することとしたいと考えております。

下になりますが、「4 IT企業の集積とIT技術者の交流の促進」につきましては、一番上の新規事業「IT関連産業振興事業」を実施いたしまして、本県でのIT関連人材の確保や首都圏等からの受注の拡大を促進していくことといたしております。

体系につきましては以上でございますが、次の8ページから32ページにかけましては、主な事業の概要を掲げておりますので、後ほどごら

んいただければと存じます。

また、33ページ以降に商工観光労働部をめぐる最近の動きを3点ほどおつけしておりますので、以下、担当局長、課長から御説明させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。私からは以上でございます。

○矢野企業立地推進局長 企業立地推進局の矢野でございます。19年度の企業立地の状況について説明いたしたいと思っております。

資料の33ページをお開きください。

平成19年度の企業誘致につきまして、新規立地企業件数が22社、最終雇用予定者数が1,174名となっております。

業種別では、2の過去5年間の誘致件数の表にありますように、製造業が16件、情報サービス業が5件、研究所が1件となっております。

具体的な企業名、業種等につきましては、その下の3の平成19年度の誘致企業一覧のとおりであります。特徴といたしましては、補助金最高限度額の引き上げ後、初めての大型案件の適用が予想されます昭和シェルソーラーの太陽電池工場を初め、自動車用部品や医療機器、水や木材などの地域資源を活用した製品の製造工場、雇用創出効果の大きいコールセンターの立地などが実現したところでございます。

次に、4の誘致企業へのフォロー対策でございますけれども、既存の誘致企業を直接訪問いたしまして意見や要望を伺うとともに、工場の新増設などの事業拡大をお願いするフォローアップ事業を実施しているところでございます。平成19年度は219社を訪問いたしました。今後とも、積極的な誘致活動やフォローアップ事業に取り組んで、雇用の場の創出に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○森工業支援課長 それでは、工業支援課から

の報告事項でございます。

お手元の資料の35ページをお開きいただきたいと思います。

「平成20年度都市エリア産学官連携促進事業の採択について」でございます。

本事業は文部科学省が実施いたしておりますが、平成20年度の事業といたしまして、本県から応募いたしました研究テーマが新たに採択されたものでございます。

本県の提案の内容でございますが、1の①都市エリア名、研究対象となる地域でございますけれども、「みやざき臨海エリア」として臨海部の5市6町すべてを対象といたしております。本事業は、昨年度まで実施いたしました——資料の一番下のほうの3に記載してございますが——みやざき県北臨海エリア、この事業を引き継ぐものでございまして、対象地域を県央・県南地域にも拡大して行うものでございます。

②の採択のテーマでございますけれども、「健康・安全な長寿社会を支援する水産資源活用技術の創出」ということにいたしております。

これは、③の提案の概要にもございますように、これまでの研究で、本県に豊富なウナギ、チョウザメなどに含まれます成分「カルノシン類」が高齢者疾患の予防効果等を有すると、このようなデータが得られましたことから、その実用化に向けて機能性の解明や回収技術を開発することによりまして、「食と健康」を視点とする新産業の創出を目指すものでございます。

次の36ページをごらんいただきたいと思います。

研究内容と研究機関の役割分担を図にしたものでございます。研究テーマは2つございませ

て、テーマ1がカルノシン類の機能性解明と回収技術開発、テーマ2が海洋性バイオマス利活用技術の開発でございまして、各研究機関が役割分担しながら実用化に向けて研究を行うことといたしております。

続きまして、次の資料の37ページをお開きいただきたいと思っております。

カルノシンの魅力、可能性をまとめた資料でございまして。図の右に、この物質の有望な点を簡単にまとめてございまして、カルノシンは水産資源に多く存在する天然系の物質であること、また人の体内にも存在し、安全であること、さらに宮崎県内に豊富な水産資源として多く存在すると、このようなことから、加工食品の原料に最適であろうと期待されるところでございまして。

恐れ入りますが、また資料の35ページにお戻りいただきたいと思っております。

④の事業期間等でございますが、本年度から平成22年度までの3カ年間、事業費はおおむね3億円というところでございまして。

⑤、⑥でございますけれども、財団法人宮崎県産業支援財団が事業を受託いたしまして、九州保健福祉大学など5つの研究機関、それに食料品製造業を中心とする21の企業が参画することとなっております。事業につきましては、研究機関が中心となって行いますが、最終的には研究成果をこれらの企業に技術移転いたしまして、サプリメントあるいは特定保健用食品などの商品化・事業化を目指すことといたしております。

以下、2の「都市エリア産学官連携促進事業」の概要では文部科学省の制度、その下の3では本事業に対する本県のこれまでの事業実績を記載いたしております。

今後とも、県の資金を活用した共同研究を積極的に推進しまして、地場企業への技術移転や新技術による新しい産業の創出に取り組み、本県産業の活性化を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○甲斐みやざきアピール課長 それでは、移住体験ツアーについて御説明をさせていただきます。

資料の38ページをごらんいただきたいと思っております。

これは、「来んね！住まんね！みやざき移住体験ツアー」と称しまして実施したものでございます。

経緯でございますけれども、東京の高島屋デパート、そこが新春福袋として企画したものでございましてけれども、斬新な福袋企画を行いたいと、その高島屋さんと本県の方針が一致しまして実現いたしました。

概要につきましては、ここに書いてありますとおりで、企画は高島屋、本県は企画協力ということを行いました。販売価格は、福袋ということですから、1組2人ですけれども10万円と。参加者につきましては、100組の応募がございまして、そのうち10組20名の方に御参加をいただきました。ここにありますとおり、関東のほうから、平均年齢が約60歳ということで御参加をいただいております。行程は、4月10日から14日まで4泊5日でございまして、本県の代表する観光地、それに加えて知事との面会、それから滞在に必要な施設なり情報ということで移住ガイダンス、あるいは農業体験、住宅団地、大学病院等を御案内いたしました。

本県の対応といたしましては、この企画検討に参加しましたほか、ツアー中に知事のトップセールスも行いまして、それから移住ガイダン

スをいたしました。また、職員は、ずっとツアーに同行いたしました。県の支出はございませんで、高島屋さんの企画で実現したものでございます。

ツアー効果といたしまして、ここに4としまして3つ挙げておりますけれども、1つは移住促進につながったのじゃないだろうか。参加者の方々に宮崎の理解を深めていただき、また、宮崎のファンになっていただきました。また、いろいろ行程の途中でお話を伺いますと、宮崎の移住への思いを強くしていただいた方もおられます。

それから、移住検討者も、移住を考えておられる方がどんな情報なりそういったものを要望しているのかというようなこともこのツアーを通してわかりましたので、また次の同様な企画のときには、そういったことを反映していきたいと思っております。

それから、移住地としてのいわゆる本県の政策を広く情報発信できたんじゃないだろうか。これは新春の福袋の販売、それから実際の今回のツアーを通しまして、県内だけでなく県外、全国にも報道されまして、たくさんの方にごらんいただき、また、それを見た方からの問い合わせもございました。そういうことで、今回のツアーは本県のそういった施策を非常に広く周知できる機会になったのではないかと思っております。以上でございます。

○十屋委員長 執行部の説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。

○武井委員 武井俊輔です。またお世話になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

1回目の質問でちょっと確認の質問をさせていただきたいのですが、観光推進課と宮崎アピール課の職表分担が昨年とどういうふうが変わっ

たのかを含めて教えていただきたいのですが。

○内栢保商工政策課長 観光推進課は、基本的には昨年の観光リゾート課の業務をおおむね受け継いでおります。一部観光地の基盤整備といえますか、そういう基盤整備の部分につきましては、みやざきアピール課のほうに移行しております。みやざきアピール課のほうは、いわゆる知事のトップセールスのような業務、それと移住関係の業務、それから森林セラピーといえますか、そういう環境森林部が持っていました業務、そういうほかの部の業務を持ってきて、それに観光リゾート課の観光基盤整備の部分をあわせ持つというようなイメージですから、おおむね観光リゾート課が観光推進課のほうに移って、観光推進課の一部の業務と、あとほかの部で持っていました知事トップセールス、移住、森林セラピー、そういう業務がアピール課に来ていると、そんな感じでございます。

○武井委員 だいたいわかったんですが、交流基盤、基盤という言葉が結構出てくるんですが、これは移住の誘致といえますか、そういったふうな理解でよろしいのでしょうか。交流基盤担当というのは、どんな理解をすればよろしいのでしょうか。

○甲斐みやざきアピール課長 交流基盤ということの具体的な業務でございますけれども、交流を促進するための基盤づくりを行うということで、実際に、例えば先ほど出ました森林セラピーとか、あるいは移住も、ある意味では県内の受け入れ体制を整えて交流につながる移住の促進を図ると、あと例えば神話街道とか、それから観光から受け継ぎましたものは、フラワーフェスタあるいは青島等の地域づくり、そういったところが私どもの業務になっております。

○十屋委員長 ほかにございませんか。

○水間委員 ちょっと報告事項で、35ページの例の、今回この産業支援財団に、チョウザメですよね。これちょっと小林で聞いたんですが、非常に老人の皆さん方に、カルノシンというこういうものが出てくるので非常にいいんじゃないかというような話を聞いたんですが、どこらあたりまで今パーセントとして、これは3年計画の中の事業計画ですが、今そういうチョウザメの中、あるいはウナギ含めて、どのくらいのところまで研究が進んでいるのか。全くもう今から、ゼロから出発したのか、大体2～3割のところまでできているのか、そこらあたりどうなんでしょうね。

○森工業支援課長 このチョウザメの中にカルノシンが含まれていると、しかも、ほかの水産資源に比べて非常に多く含まれているところが今わかってきております。あと残されているのは、これをどうやって回収していくのかという段階をこれからやっていこうというところでございます。取り出したカルノシンを今後それがどのように機能として作用していくのか、その辺のメカニズムの研究、そういったところをこれからやろうという段階でございます。

○水間委員 ですから、それ以上のことはまだわからんのかもしれんけど、今のところ、このカルノシン、ここまできたという話はある程度分析してこないとわからないわけで、ここまできたということは、大まかその開発について研究がある程度ここまできたら大体大丈夫じゃないかとか、商品化できるんじゃないかとか、そこらあたりはどうなんですか、わからんのですか。

○森工業支援課長 研究グループのほうの計画

では、今後3年間、先ほどお話ししました研究を続けまして、その後にその研究成果を技術移転いたしまして商品化・事業化という計画でございまして、10年後、もう研究を始めて3年経過いたしておりますので、あと6～7年後にはそういうふうな商品化・事業化をという構想を持っているようでございます。

○水間委員 この事業が成功した暁には、どこが一番のあれを持つことになるんですか。やっぱり参画機関の研究機関、民間を含めた、この人たちの権利になるのか、宮崎県に帰属するのか、そこらあたりはどうなんですか。

○森工業支援課長 研究の成果につきましては、それぞれの研究したグループあるいは大学、そういったところが特許の権利をそれぞれの持ち分で持つこととなります。そういった意味では、将来事業化が成功すれば、それに伴う特許料収入というものが上がってくるかと思えます。あわせまして、地元の食料品製造業、こういったところでは、そういった製品をつくりまして販売をするということですので、そういった県内の企業の売り上げの増といいますか、新製品の開発による売り上げの増、あるいは水産関係の方の活性化ということにつながってくるというふうに思っております。

○水間委員 次に、移住体験ツアーでちょっとお尋ねをしますが、高島屋の福袋の商品に県が企画協力をして、県が企画したものを福袋の中に入れたと。そのことがいわゆる「来んね！住まんね！みやざき移住体験ツアー」の権利だったということですが、県は一銭も出さんでよかったですか。

○甲斐みやざきアピール課長 最初は、高島屋がこの宮崎の話題、それから移住を推進しているということで、これを福袋の企画に使いたい

ということで東京事務所のほうに相談がございまして、具体的などというところを回っていただくとか、そういうことで県のほうも相談いたしまして、そしてこれは高島屋の企画として、この販売価格よりも実際に多い分は高島屋のほうで負担していただき、それからSNAにも協賛をいただいております。うちの職員がずっと同行しましたので、全く何もしなかったということではございませんけれども、実際の経費につきましては、県のほうの負担はございませんでした。以上でございます。

○水間委員 これについて、まさに私も全国放送のテレビを見たんですが、移住される、移住したいという方がおられたんじゃないかなって思いました。ちょっとお聞かせください。

○甲斐みやざきアピール課長 本当に移住をしたいという気持ちで参加していただいた方もございまして、熱心に宮崎のそういった状況なんかをごらんになっておられました。最終的な決断ということまではありませんけれども、今後まだ可能性として私どもも期待しております。以上でございます。

○水間委員 その放映を見て、問い合わせも何件かあったということですが、どのくらいの件数がありましたか。そして、どんな理解を深めたとか、あるいはどんな情報を知ることができたというような表現、情報が担当課として「なるほど、こういうことがあったんだ」と、重立ったことがちょっとあればお聞かせください。

○甲斐みやざきアピール課長 例えば、このテレビを見た長野の方から、宮崎は具体的にどういうふうなことをするのかとか、そういった10件ほど問い合わせがございました。そういう意味でも効果があったんじゃないだろうかなと

思っております。それから、参加者の方は熱心に宮崎をごらんいただきまして、また、うちのほうもガイダンスを通じまして、宮崎の実態をよい面も、それからほかのところと少し劣る面も含めまして全部説明いたしまして、その中でこの移住環境がこのツアーを通じてよくわかったと。ただ、人によりましては、もう少し滞在しまして、もっと移住環境、そういったところも勉強したいという方もございましたけれども、おおむね御満足をいただいております。以上でございます。

○星原委員 2ページの商工観光労働部の執行体制の中で、今回、企業立地推進局、観光交流推進局と、2つ局をつくりましたよね。これの今までと違う大きな目標とか、つくられた考え方というのは、どのようにとらえたらいいんですかね、部長。

○高山商工観光労働部長 まず、企業立地推進局、これが今回できたわけですけれども、基本的には企業立地をいかに推進するか。とにかく県の工業全体を振興するためには企業立地と、それと地場産業・企業の向上と2つあるわけですけれども、その中の企業立地が非常に直接効果が高いということで、さらに高めたいということでやったわけですけれども、まず企業立地推進局長という形で独立することによりまして、局長みずからの活動範囲が広くやりやすいということと、中の体制を強化いたしまして、先ほどちょっと言いましたが、企業誘致専門員の配置でありますとか、局内全体の人の配置とか、そこ辺を強化いたしまして、いわゆる情報収集と実際の誘致活動を促進する体制が非常に整ってきたというふうに言えるんじゃないかというふうに思っています。それと、観光交流推進局につきましては、特にみやざきアピール課

でございますけれども、いわゆる宮崎をアピールするときに、商工だけでやる部分、それから観光だけでアピールしてもだめ、物産だけでもいけない、あと農政とか、そういういろんなものがあります。そこ辺を総合的にアピールするということでもって県全体を売り込むことができるということでございますので、そういった県全体のアピール方針とかいうのを今後定めまして、そして各部とも含めた連携をして、総合的なアピールの仕方、そこ辺を実施していくということをしていきたいというふうに考えております。

○星原委員 説明の趣旨はわかります。ですから、やはり宮崎県が、知事も企業誘致100社1万人とこう掲げて、だったら、その目標に向かってこれをつくった以上は、去年は年間に210社ぐらいどこか行ったということで、誘致企業は22社ぐらいということですが、今まで以上に要するに企業立地に向けて体制強化を図ることで、この程度までは目標として、ことし1年間でこれぐらいの目標数値を掲げて取り組むんだとか、何かそういう計画、考え方、そういうものは持たれているんですか、局長。

○矢野企業立地推進局長 まず、マニフェストについては、年間25社ということで考えておりますけれども、これまで20社以上、19年度20社ですけれども、その前が16社ということで、なかなか25社まで届かなかったということもあります。こういうことで、私どもは25社以上にできるように頑張りたいと思いますけれども、まずそのためにも、各事務所、市町村との連携ということで考えております。しかし、迎えるためにも、そういう誘致するために、まず工業団地が不足しているとか、地元の問題として物流の問題、それから人材育成・確保の問題、それ

から誘致した企業が地元から部品等の調達がしやすいような状況をつくるための技術力アップ、設計技術の高度化、そういう問題も抱えております。そういうことまでフォローアップ事業として取り組むつもりでおりますけれども、これにはうちの局だけでなく各課と協力しながらやらなきゃいけないということで、そういうことで基盤的な問題から取り組んでいこうということで考えております。もちろん局の人員も、前年度の8人のグループから12名に強化されましたので、営業力強化も必要だということで考えておるところでございます。以上です。

○星原委員 ぜひそういう形で取り組んでいただきたいと思いますし、宮崎県は県民所得が全国で落ちた県の7県の1県になりますよね。ですから、県の経済がどのように活性化されて、景気、少しでも所得がふえていくための流れの中で企業誘致も入ってくるんでしょうし、観光の面でもそういう新たな改革をされるのかなというふうに思うんですが、そういうものが見えてくる、新たな形でこうやって動き出したことが県民にとって見えてくるような、そういったものが両方とも出てこない、要するに局をつくった意味がないのかなと。ですから、今言われましたように、企業立地のほうだったら、市町村との連携あるいは県外のいろんな企業あるいは外国の企業までひっくるめて、どこら辺までエリアを広げていく中でどういうふうに対応していくのかというのは、今後の皆さん方の力の発揮次第だろうというふうに思います。あと、観光の局の部分ですよね。だから、今、県庁に42万来たとかいう話題性はあるわけですよね。だから、それが泊の観光、要するに宿泊というか、そういった形になるための、どういった形でおもてなしするかというこ

とだと思っんですよ。通過型だったら宮崎県に金は落ちないわけですから、やはり1泊でも2泊でも3泊でもするための魅力をどうやって演出していくのかなと、そのことが県の経済にまた与える影響があるんじゃないかなと思っんですよね。だから、新たにそういうことで取組まれるということであれば、その辺のところあたりをどのように考えて、この1年なら1年、あるいは3年とかいろいろあるかもしれませんが、とりあえずこの1年はどういう形でそういう面に対しての対応というか考え方を持たれているのか、少し局長のほうにも。

○江上観光交流推進局長 本県には、誇るべき魅力といいますか、魅力のある資源がたくさんあると思っます。それは単なる観光地だけではなくて、例えば人情であるとか食であるとか特産品であるとか伝統芸能だとか、いろいろあると思っます。そういうものを総合的に発信すると。そのことによって当然観光客の誘致につながりますけれども、それだけではなくて、例えば移住の促進につながたり、特産品のブランド化につながたり、販路拡大とか、そういうものにつなげていきたいと。最終的には、先生言われましたように、本県の経済の活性化につなげていきたいというふうに考えておっます。ただ、言われましたように、課題には中長期的にやらんといかん課題と、緊急にやらんといかん課題がありますから、その辺の折り合いをつけながらやっていきたいと思っしております。特にアピールにつきましては、特に今、宮崎がいろいろな面で注目されておっますから、こういう絶好の機会といいますか、この機を逃がさずに何らかの施策を打っていく必要があるのかなというふうに考えておっます。その際、各部が今でもトップセールス事業を持っしておりますから、そ

の事業がさらに効果的なものになりますように、相乗効果が図られるようなコーディネートといいますか、それも踏まえながらやっていきたいというふうに考えておっます。以上です。

○外山委員 まず第1点は、平成18年度から始まったお誘い事業、これはなぜやるんですか。

○甲斐みやざきアピール課長 18年度からこれは始まっておりまして、特に今は知事のマニフェストにそれも掲載されまして、100世帯ということでございますけれども、やはり一つは、100世帯ということでの人口増加もございますし、それに県外からの方が来られることによって、その方がいろいろな知識、技術あるいは人脈等をお持ちになっておられる、そういう方が宮崎に移られることによって、宮崎のそういった文化・技術的な向上にも期待できるのではないだろうかということでおっます。

○外山委員 メリット・デメリットは何があるんですか。

○甲斐みやざきアピール課長 当面は、そういった目的をもとに、メリットが生きてくるように、まずこの目標の実現に向かってやっていきたいと思っしております。デメリットにつきましては、むしろそういった目標を達成するための宮崎のそういう住環境のPRとか、むしろそういったところでの目標の達成における課題を克服するということでの当面課題があるんじゃないだろうかと思っしております。

○外山委員 デメリット。

○甲斐みやざきアピール課長 今のところ、まだデメリットという意味での具体的な課題は出てきていないんじゃないだろうかと思っしております。

○外山委員 これは、私はどうも自分の気持ちの中にストーンと落ちない事業なんですよ。とい

うのは、これは20～30年前からあるんですよ。例えば太陽都市構想とか、その前はニューシルバークロンビア計画とか、それからずっと時系列ごとに言うとなっていると。そこでデメリットはないとおっしゃいましたよね。デメリットは何かというと、医療保険のアップとかそういったことが言われてきました。ただでさえ5%の高齢化率の中で、お年寄りが移住してきた場合に、社会保障制度にどういうふうな影響を与えるのかと、そういった議論があつて頓挫しました。移動なのか移住なのか。例えば100世帯に300万、700万、20年度では予算は幾らですか。

○甲斐みやざきアピール課長 2,400万ほどの予算がついております。

○外山委員 8倍ですよ。デメリットは考えられないとおっしゃいました。そしたら、100世帯が移住なのか移動なのか、移住であった場合のデメリット・メリットは何があるのか、移住であった場合のデメリット・メリットはどう克服されたのか、そういったことを説明してください。

○甲斐みやざきアピール課長 今、議員の言われました医療制度につきましては、確かにそういう問題は、移住を前提にしましたら、その市町村ではそういう経費は発生すると思います。ただ、今、これは各市町村もそういう移住促進をやりたいということで取り組んでおりますので、そういう医療問題がある中で、そういった自分の市町村に県外から人を呼び込むと。そういうことで、先ほどの成果をむしろ期待しながら実行するということでの現状で、これは行っている状況だと思います。以上です。

○外山委員 という説明であれば、その差は幾らですか。移動であった場合と移住であった場

合の新太陽都市構想、これはなぜ頓挫したのか、そういったことが今回ではクリアされているのかどうか説明してください。

○甲斐みやざきアピール課長 太陽都市構想は、一つのところにある意味では大きな都市をつくるという前提があつたかと思えます。それに伴いまして、非常に大きな開発費等もこれは前提になつたわけでございますけれども、今回は移住ということで、県外からいろんな方が自分の趣味その他でふさわしい場所を選んで住むということで、いろいろ分散されるわけでございますけれども、そういった中で、各市町村では、移住による例えばある程度、増収効果が期待できると。住民税、固定資産税、そういったものの収入が発生する。反面、介護保険、そういったものの負担が出てくるということになるかと思えます。

○外山委員 だから、比較ができないわけですよ、おたくの説明では。住民票を異動した場合の効果とデメリット、そして今までの移住者、移動者の消費額、有病率、全くわからんでしょう。では、何のためにこれを進めるのかという基本的な姿勢というのがわからない、全く。では以前はなぜ頓挫したのか。集団移住だとおっしゃいました。学園木花台の3割ぐらいは今でも県外移住者ですよ。何もおたくの説明は当たっていません。だから、そういう基本的なベースというものをしっかり出していただいて、当初はたしか300万円じゃなかったですか、安藤知事の初年度の予算というのは、お誘いの予算。

○甲斐みやざきアピール課長 18年度は300万の予算でスタートしております。

○外山委員 まぐれが当たった。例えば、そういった300万が700万になって2,400万か2,200万

になったと、基本的なことを教えてください。
例えば、住民票の異動があった場合のメリット・デメリット、それで地域が活性化するのかわるか、負担のほうかふえるんじゃないのかわるか、65歳以上か、今度後期高齢者医療制度になって75歳以上になったらどういうふうになるのか、そういった基本的なことが全くわかりません。説明してください。

○甲斐みやざきアピール課長 一つ、これは長崎県の諫早市が…。

○外山委員 宮崎県の場合。

○甲斐みやざきアピール課長 宮崎県の場合につきましては、そういった数字はちょっとまだ出しておりません。

○外山委員 早急に調査の上、委員会に報告してください。以上です。

○十屋委員長 調査の要望ですが、後ほどまた委員会のときに御報告をお願いいたします。

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、以上をもって商工観光労働部を終わります。

執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時2分再開

○十屋委員長 それでは、委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども9名が商工建設常任委員会委員となったところでございます。

私はこのたび、委員長に選任されました十屋幸平でございます。

一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

大変県の厳しい財政状況の中で、今、国会のほうでも道路特定財源の問題がありますけれども、宮崎におきましては、なかなか国県道も含めてまだまだ未整備のところがたくさんあるのは御案内のとおりだと思います。そして、例年、災害による県土の整備といいますか改修等もありまして、非常に財政状況と反比例するような状況にあつて、社会基盤のインフラ整備は必ず必要なものだというふうに思っておりますので、当委員会を通しまして、そういう県政の災害に強い県土づくりというものも含めて議論してまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

次に、委員の皆様を御紹介いたします。

まず、私の隣が宮崎郡選出の河野安幸副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、日南市・南那珂郡選出の坂元委員でございます。次に、小林市選出の水間委員でございます。次に、西都市・西米良村選出の濱砂委員でございます。次に、都城市選出の星原委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、宮崎市選出の外山委員でございます。同じく宮崎市選出の武井委員でございます。次に、延岡市選出の河野哲也委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の大下主査でございます。副書記の山中主査でございます。

次に、野口部長のあいさつ並びに幹部職員の紹介、所管業務の概要等の御説明をお願い申し上げます。

○野口県土整備部長 県土整備部長の野口でございます。委員の皆様方には、県土整備部の業務に関して、御審議、御指導いただくことにな

りました。いろいろお世話になることと存じますが、何とぞよろしく願い申し上げます。

私どもが所管しております業務でございますけれども、安全で快適な暮らしの実現や地域の自立ある発展を図るため、社会資本の整備を初めといたします県勢発展の基盤となる県土づくりを進めていくことでございます。

あわせまして、公共事業の執行を通じて、本県の景気浮揚や雇用対策など、地域経済の活性化に果たす役割も重要なものがあると考えております。

職員一丸となって、県土整備行政の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、御指導、御支援のほど、よろしく願いいたしたいと考えております。

引き続きまして、県土整備部幹部職員の紹介をさせていただきます。

申しわけございませんけれども、座って紹介のほうを進めさせていただきます。

お手元にお配りしております委員会資料の2ページをごらんください。

県土整備部幹部職員一覧表となっております。これに基づきまして紹介のほうを進めてまいります。

まず、総括次長の濱砂でございます。

道路・河川・港湾担当次長の山田でございます。

都市計画・建築担当次長の児玉でございます。

高速道対策局長の岡田でございます。

管理課長の持原でございます。課長補佐の鈴木でございます。同じく佐野でございます。

用地対策課長の小野でございます。次は、課長補佐の河野でございますが、本日は出張のた

め欠席しております。

続きまして、技術企画課長の岡田でございます。課長補佐の吉田でございます。同じく満留でございます。

工事検査課長の富高でございます。課長補佐の西でございます。

道路建設課長の山崎でございます。課長補佐の黒木でございます。同じく甲斐でございます。

道路保全課長の東でございます。課長補佐の菓子野でございます。同じく新地でございます。

3ページのほうに移ります。

河川課長の岩切でございます。ダム対策監の小城でございます。河川課課長補佐の押川でございます。同じく野中でございます。

砂防課長の桑畑でございます。課長補佐の前田でございます。同じく岡留でございます。

次は、港湾課長の竹内でございますが、本日は病気療養のため欠席しております。続きまして、空港・ポートセールス対策監の前田でございます。港湾課課長補佐の田代でございます。同じく永田でございます。

都市計画課長の黒田でございます。課長補佐の沼口でございます。同じく小嶋でございます。

公園下水道課長の平田でございます。課長補佐の坂元でございます。

建築住宅課長の藤原でございます。課長補佐の野口でございます。同じく池袋でございます。同じく川崎でございます。

資料4ページのほうをお開きください。

営繕課長の佐藤でございます。次は、施設保全対策監の新川でございますが、本日は病気療養のため欠席しております。続きまして、営繕

課課長補佐の細山田でございます。同じく上門でございます。

高速道対策局次長の渡邊でございます。

最後に、議会担当の管理課主幹、小堀でございます。

なお、出先機関の幹部職員につきましては、4ページの中段以降をごらんいただきたいと存じます。

また、県土整備部各課及び局の分掌事務につきましては、6ページから19ページに記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、県土整備部幹部職員の紹介を終わらせていただきます。

引き続きまして、御報告を申し上げます。

国におきまして整備を進めております国道218号北方延岡道路でございますが、明日4月26日になりますが、北方インターチェンジ―舞野間が開通する運びとなりました。あわせて、当路線に連結いたします県道北方インター線及び市道柳瀬インター線も開通いたします。

今回の開通によりまして、国道10号延岡南道路から延岡ジャンクションを経まして北方インターチェンジまで、総延長約20キロの規格の高い道路がつながることとなります。

御承知のとおり、当路線は将来、東九州自動車道及び九州横断自動車道延岡線と一体となりまして高速交通ネットワークを形成し、本県の産業、経済、観光等の発展はもとより、九州の一体的な浮揚をもたらすものと期待されております。

県といたしましては、引き続き東九州自動車道及び九州横断自動車道延岡線の早期完成に取り組んでまいりますので、委員会を初め県議会の皆様のより一層の御支援、御協力をお願い

いたします。

次に、県土整備部の所管業務につきまして御説明申し上げます。

まず、組織の改正についてであります。委員会資料、また前のほうに戻っていただきまして、表紙を1枚めくったところの委員会資料の1ページ、県土整備部行政組織表というものを掲載させておりますので、そちらのほうをごらんください。

まず、表の左側の上のほうになります。波線を引いておりますが、技術企画課と工事検査課のところでございます。

これは、公共工事の一層の品質確保を図るため、環境森林部、農政水産部及び県土整備部で所管する工事検査部門を一元化いたしまして、公共三部の共管組織として新たに「工事検査課」を新設させていただきました。これに伴い、技術検査課を「技術企画課」に名称変更いたしまして、あわせて総合評価落札方式の拡充に対応するため、「総合評価担当」を設置したものでございます。

また、この組織表の右下のほうになります。北部港湾事務所のところでございますが、事務処理の迅速化等のため、港湾・漁港に係る許認可等の事務を本所に移管いたしまして、北部港湾事務所延岡駐在所を廃止したものでございます。

次に、県土整備部の平成20年度当初予算について御説明いたします。

ページのほうは、委員会資料の20ページをお開きください。

県土整備部の平成20年度当初予算の一覧でございます。中ほど、黒い太枠で囲んだ欄をごらんいただきたいと思っております。一般会計で824億4,802万8,000円、その3行下のほうで

ございますけれども、特別会計で40億6,939万3,000円、一番下の段になりますが、部予算合計で865億1,742万1,000円、前年比で95.7%となっております。

同じく資料の右側の21ページをごらんください。

「新みやざき創造戦略」によります分野別の施策体系図に県土整備部の新規重点事業を記載しております。県土整備部といたしましては、これらの事業を積極的に推進し、県民の安全で安心な暮らしを確保し、快適で人にやさしい生活空間、そして経済交流を支える基盤となる県土づくりを目指してまいりたいと考えております。

なお、資料の24ページ以降に、県土整備部の主要事業の概要と予算額を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

なお、本日は、道路特定財源の暫定税率期限切れに伴う対応につきまして、管理課長から御報告申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

私からの説明は以上でございますが、今後とも重点的・効率的な事業執行に努めまして、県土整備行政を推進してまいりますので、委員の皆様には一層の御支援、御指導をお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○持原管理課長 管理課でございます。道路特定財源の暫定税率期限切れに伴います対応につきまして御説明させていただきます。

委員会資料の31ページをお開きください。

この表は、県の平成20年度道路関係予算を模式図にしたものでございます。

一番上の段をごらんください。道路関係歳出予算は、総務部で計上しておりますけれども、

過去の道路の建設時に借り入れました借入金の返済費、いわゆる公債費でございますけれども、267億円のほか、県土整備部で計上しておりますけれども、道路の維持補修費70億円、直轄事業負担金76億円、道路の建設費242億円の計388億円、合計、一番左でございますけれども、655億円を計上いたしております。

2段目がその財源内訳となっておりますけれども、左端、一般財源は県税等の自主財源でございます、その右にありますのが、道路の整備等に使用することとなっております自動車取得税、軽油引取税などのいわゆる道路特定財源でございます。地方道路交付金と国庫補助金は国からの支出金でございます、地方債はいわゆる借入金、起債でございます。

現在、国会において議論されております道路特定財源に係ります予算は、このうち暫定分の64億円とその右の地方道路交付金54億円でございます、合計118億円が影響額でございます。この部分が歳入として見込めなくなりますと、実質歳出に充てることができません歳入は、一般財源の209億円と本則税率分でございます79億円を合わせました288億円のみということになります。この288億円では、一番下の段にありますように、義務的な経費でございます借入金の返済費267億円を支払いますと、20年度の執行可能額は差し引き21億円しかないということになりまして、これは道路の維持補修費70億円にも満たないということになります。

このように厳しい状況にありますことから、当面の対応をまとめましたのが次の32ページにあります。

県土整備部では、県民生活への支障が生じないように、(1)から(4)に掲げますとおり、当面の予算執行方針を立てまして対応して

いるところでございます。

(1) でございますけれども、これは既に契約を締結しております債務負担行為等につきましては、当然契約を継続して事業推進を図るということにしております。

(2) でございますけれども、いわゆる県単事業につきましては、道路のパトロールでありますとか連休前の草刈り等、道路利用者の安全を確保するために必要な委託契約等につきましては、年度当初に契約を締結するというようにしております。

(3) でございます。国庫補助事業、道路交付金事業を含みますけど、いわゆる補助事業につきましては、当然法案の動向でありますとか国の動向を見きわめて判断いたしたいというふうに考えております。

(4) でございますけれども、その例外といたしまして、災害復旧関連の事業等で早期着工が必要なもの、あるいは借地や用地買収等で事業進捗に著しく支障を及ぼすおそれがあるものにつきましては、(3)の例外として契約等を締結するところでございます。

それから、3にありますように、国からの道路関係予算の内示の状況であります。4月1日付で当初内示がございましたけれども、このような状況を踏まえまして、全国的に当初内示は抑制的に内示がなされておまして、本県分の道路関係では、4億6,000万円余が示されたところでございます。

今後、問題が長期化いたしますと、4にありますように、さきの2月議会で御承認いただきました事業が実施できないことなどから、建設業にとどまらず、県経済、県民生活の混乱など、はかり知れないものがあると考えられます。

こういう事態になりますと、本県だけでなく、全国の自治体におきましても大きな影響がありますために、5にありますように、地方六団体とも連携して、県議会の皆様の御協力をいただきながら、暫定税率の取り扱いも含めました財源対策につきまして、国に強く要望してまいりたいというふうに考えております。

暫定税率期限切れに伴う対応につきましては以上でございます。

○十屋委員長 執行部の説明が終わりました。質疑はございませんか。

○水間委員 道路特定財源についてであります。これは財政当局の話と県土整備部の積み上げたこの話と、総体でこの影響額は県の場合は118億、市町村で関係するのが67億であろうと、合計185億が宮崎県に対する影響額だというふうに聞き、67億の市町村の割り振りはどうですかと聞くと、まだそこあたりは細かく譲与関係あるいは交付金の予算に計上している市町村、していないところとあるということでありました。全体の市町村の67億の内訳は県土整備部でわかるんですかね。

○持原管理課長 市町村分でございますけれども、直接の調査というのは、市町村課において行っている数字を私どもいただいておりますのでございまして、税等の暫定税率分、これがトータルで38億6,400万、それから地方道路整備臨時交付金に係るもの、これが28億4,300万、トータルで67億600万という数字をいただいております。

○水間委員 各市町村、30市町村分、資料でいただけますか。

○持原管理課長 直接は市町村課で出しておりますので、了解とりまして提出させていただきます。

○武井委員 武井俊輔でございます。またよろしくお願ひ申し上げます。先ほど水間委員の關係で特定財源の件について1点だけお願ひをしたいと思ひます。32ページの4番に長期化したときの影響というのがあるのですが、現実的に国政の状況ですから直近の補欠選挙等の影響なども加味されて、いろいろ影響あると思うんです。もしこれが長期化したときのシミュレーションといいますか、そのときのたとえば、これぐらい延びたときには、この案をこういった準備をするとかそういったシミュレーションなり手当なりというのは水面下でもされていらっしやるのでしょうか。

○持原管理課長 先ほど118億円という数字を県の影響額ということでお示しいたしましたけれども、これが1年間の影響額ということでおありまして、およそ一月おくれますと、これを12で割りますと一月10億円ということをお考へしておるところでございます。これにつきましては、当然国の制度に基づく歳入の欠損ということでございますので、当然国に対しては、その財源手当等につきまして強く求めていくことにならうかと思ひます。

○武井委員 強く求めていくというのは当然ですし、この前の議会でもそういうことは申し上げたんで、当然していくべきことだと思うんですが、やはりシミュレーションというのは、最悪の場合も想定しながらやっていかなければいけないものであると思うんです。仮に要求してもそれが手当できなかった場合に、工事がある程度優先順位をつけて、この限られたこのパイの21億円しか確保できなかったとしたらどういうふうにするとか、そういったことの検討、そういったものの準備等は着手されているのかということなんです。

○持原管理課長 この問題は、仮に長引けば長引くほど道路整備だけではなくて、生活、福祉そういうものにも大きく影響するものでございますので、その辺につきましては、財政当局のほうともいろいろ相談しているところでございまして、当然、財政当局の責任において、いろいろ最終的な判断というのがでてくるというふうにお考へしております。

○武井委員 これで結構ですが、最悪のシミュレーションということも踏まえた上での準備対応ということをくれぐれもお願ひをしたいと思います。以上です。

○十屋委員長 ほかはございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、以上をもって県土整備部を終わります。

執行部の皆様には御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時29分再開

○十屋委員長 それでは、委員会を再開いたします。

さきの臨時県議会におきまして、私ども9名が商工建設常任委員会委員となったところでございます。

私はこのたび、委員長に選任されました十屋でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

一言ごあいさつを申し上げたいと思ひます。

労働委員会ということで所管しておりますけれども、こうやって経済がかなりよくない場合に、いろんな労使間の利害の衝突とかそういうものがあって、委員会のほうでいろんな調整、あっせん等もされると思うんですが、そういう

ことがないような、皆さんの出番が余りないほうがいいのかと個人的には思っておりますので、この1年間、またしっかりといろんな議論をさせていただきながら、宮崎県の労働環境について議論していきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が宮崎郡選出の河野安幸副委員長でございます。

向かって左側ですが、日南市・南那珂郡選出の坂元委員でございます。小林市選出の水間委員でございます。西都市・西米良村選出の濱砂委員でございます。都城市選出の星原委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、宮崎市選出の外山委員でございます。同じく宮崎市選出の武井委員でございます。延岡市選出の河野哲也委員でございます。

次に、書記を紹介いたします。

正書記の山下主査でございます。副書記の山中主査でございます。

次に、黒木局長のごあいさつ並びに幹部職員の紹介等、所管業務の概要について御説明をお願いいたします。

○黒木労働委員会事務局長 事務局長を仰せつかっております黒木康年でございます。2年目となります。

委員の皆様には、平素より労働委員会の所管業務につきまして御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

この後、座って説明をさせていただきます。

まず、幹部職員等を紹介させていただきます。

お手元の委員会資料1ページに記載しておりますけれども、調整審査課長の高藤和洋でございます。課長補佐の日高裕次でございます。

最後に議事を担当いたします主査の宮越哲雄でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、労働委員会の業務概要について御説明いたします。

資料の2ページをお開きください。

まず、1の「労働委員会の構成」でございます。

労働委員会は、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者から成る合議制の行政機関でございます。委員の数は公・労・使のおの5名の15名となっております。

労働者委員は労働組合からの、使用者委員は使用者団体からの推薦に基づいて、知事が任命することになっております。また、公益委員は、労使の委員の同意を得て、知事が任命することになっております。

現在の委員につきましては、4ページの名簿のとおりでございますが、任期は2年で、来年8月19日までとなっております。

次に、2の「労働委員会の業務」でございますが、労働委員会は労働組合法等の関係法令に基づいて、労働争議の調整、不当労働行為の審査、個別的労使紛争のあっせん等を行っております。

まず、(1)の調整でございますが、これは労働組合または使用者の申請に基づきまして、労働争議のあっせん、調停、仲裁を行うものがあります。

(2)の審査でございますが、不当労働行為の救済申し立てがあった場合の審査と、不当労働行為の救済申し立てなどを行う際に必要とな

ります労働組合の資格審査を行っております。

(3)の個別的労使紛争のあっせん等でございますが、労働者個人と使用者との間の労働条件、その他労働に関する紛争の解決を図るための相談やあっせんを行っております。

次に、3の「事務局」でございますが、1課10名で、うち1名は労働政策課との兼務となっております。

なお、事務局の組織図につきましては、資料の最後の5ページに記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、4の「平成20年度予算」でございますが、労働委員会費1億2,521万2,000円で、内訳は、職員費が8,801万3,000円、委員報酬等の委員会運営費が3,719万9,000円となっております。

次に、3ページをごらんください。

「平成19年度の事件の概要」についてでございます。

御説明の前に、1点、おわびして資料の訂正をお願いいたしたいと思います。

お手持ちの資料の3ページ、5の「平成19年度事件の概要」の2の不当労働行為審査事件の区分の欄の2カ所目、ここに「求める主な救済内容」と記載しておりますけれども、「請求する主な救済内容」の間違いでございます。大変申しわけございませんでした。おわびして訂正させていただきます。

それでは、概要について説明をいたします。

まず、1の調整事件につきましては1件ございました。

「Aあっせん事件」は、団体交渉は開催されるものの、使用者が団交時間の制限や団交開催日の一方的変更を行うなど不誠実な対応があるとして、労働組合から申請がございました。

あっせんを3回行いましたが、労使双方の考えに隔たりが大きく、譲歩の余地がないことから、打ち切りといたしております。

次に、2の不当労働行為審査事件につきましては3件ございました。

まず、1つ目と2つ目の「善興会（北郷荘）事件」でございます。本事件は、北郷町で身体障がい者療護施設を運営する社会福祉法人に関する事件であります。18年5月に1号事件、18年11月に2号事件と、2つの事件が申し立てられました。1号事件は、組合員に対する不利益取り扱いの撤回などを、2号事件は、組合副委員長に対する懲戒処分（解雇）の撤回などを求めるものであります。

1号事件と2号事件につきましては併合して、6回の委員調査、7回の審問、7回の公益委員による合議を経まして、昨年12月に救済命令を行いました。その後、平成20年1月9日に、被申立人側から命令の内容を不服として中央労働委員会に再審査申し立てがなされましたが、最終的には、ことし3月26日に中央労働委員会において和解の認定がなされ、終結いたしました。

3つ目の「玉城学園事件」であります。本事件は、三股町にある学校法人で、組合役員に対する不利益取り扱い（懲戒解雇等）の是正、誠実団交応諾等を求めて、19年度に新たに申し立てられたものでございます。現在係属中で審査を進めております。

次に、3の個別的労使紛争あっせん事件につきましては2件ございました。

「Bあっせん事件」は、労働者から、解雇理由の開示、賃金などの支払いを求めて申請があったものです。事務局調査を行いましたところ、被申請者からは、手続上問題はないと考え

ており、あっせんには応じないと、最終的には裁判による決着を希望されましたことから、不開始といたしました。

次の「Cあっせん事件」は、労働者から、解雇の撤回を求めて申請があったものです。事務局調査を行いましたところ、被申請者から、懲戒解雇事由に当たる就業規則違反により適正に解雇したものであるとして、その主張に隔たりが大きく、あっせんを行っても成果が期待できないことから、打ち切りといたしました。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○十屋委員長 執行部の説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。

○武井委員 武井俊輔でございます。また2年目よろしくお願ひ申し上げます。なかなか法律で定められていますので、難しいところではあると思うんですが、今、たとえば派遣とか「名ばかり管理職」などというようなことも言われておりますけれども、労働形態が非常に多様化してきているという現状があるかと思うんですが、いわゆる正社員で組合に入っているという方については、こういう対応もできると思うんです。こういった多様な労働環境への対応ということについて、何か労働委員会としてお考えがあればお聞かせいただきたいというのが1点。

それから、もう1点は、労働局とかとの連携とかで何か取り組んでいच्छるものがあれば教えていただきたいと思ひます。以上です。

○黒木労働委員会事務局長 おっしゃるように、パートタイムだとか現在は労働契約法が成立したりとか、まさに労働組合法と申ひますか、労働組合に組織されている方よりも、個々の方とのいわば労使紛争がふえてきておりま

す。そういったことで、平成14年から先ほど御説明いたしましたように個別的労使紛争と、こういった形で労働委員会は対応しておりますけれども、基本的には、制度上は国のほうと申ひますか、労働局のほうがまず対応いたします。そして、労働相談ですけれども、商工観光労働部のほうで、日南、都城、延岡、それと本部と申ひますか、商工観光労働部のほうに中小企業労働相談所を設けてお申ひして、まずそちらでも相談を受け申ひし、また、私ども事務局のほうでも受けてお申ひします。そういった形の中で相談を受けながら、まさに労働局、商工観光労働部、私ども三者で、定期的に意見交換会と申ひますか、そういったことを連携をとりながら、少しでもそういった個別の方々への労働救済と申ひますか、労働相談に申ひていこうということと申ひして今現在取り組んでいるところで申ひます。以上でございます。

○水間委員 ちょっとお聞ひ申ひしますが、今、公判と申ひますか、裁判になっている労働争議の問題、何件ぐらい御承知ですか。そういうのはわからんのですか。

○黒木労働委員会事務局長 平成18年度から、労働審判制度というものが地方裁判所のほうで行われるようになりました。先ほど申ひした労働審判につきましては、ちょっと状況を把握してお申ひしません。ただ、私どもの不当労働行為につきましては、どうしても給与の関係とか地位の仮処分申請が申ひますので、どうしてもその間の生活、申し立てられた労働者の方々の生活が申ひますので、私どもの不当労働行為救済申し立て事件と裁判のほうと同時並行で行われているということと申ひして、先ほど申ひした善興会（北郷荘）事件、今現在、審査を進めてお申ひします玉城学園とも、同時並行で裁判が進んでお

ります。善興会はもう終結したんですけれども、玉城学園につきましても、やはり地位の仮処分ということで裁判が行われております。

○水間委員 玉城というのは理事長は誰なの。

○黒木労働委員会事務局長 船木哲さんでございます。

○水間委員 ちょっと耳にしたんですけど、宮崎学園、あそこの問題はということですか。

○黒木労働委員会事務局長 宮崎学園ですね。これにつきましては、私どものほうにも不当労働行為事件とか、そういった形で上がってきて、終結したんですけれども、その前提条件となります、経営が厳しいと、だからこの条件で飲んでほしいということで和解が成立したんですけれども、今現在の情報では、赤字じゃなくてどうも黒字だったと。これにつきましては、私どものほうに一切今相談がございませんので、新聞等の情報で伝聞、仄聞した情報でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○十屋委員長 以上をもって労働委員会を終わります。

執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時45分再開

○十屋委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、4月16日に行われました委員長会議の内容について御報告したいと思います。

委員長会議において、お手元に配付の「委員長会議確認事項」とおおり、委員会運営に当たっての留意事項等を確認いたしました。

時間の都合もございますので、主な事項につ

いてのみ御説明いたしたいと思っております。

まず、1ページの「(5)閉会中の常任委員会」についてであります。

定例会と定例会の間に原則として1回以上開催し、継続案件を審議する必要がある場合、あるいは緊急に協議する事項が発生した場合等には、適宜委員会を開催するものであります。

なお、原則として1回以上開催することにつきましては、報告事項等がない場合には、委員会を開催しないこともあり得るという趣旨であります。

次に、2ページの「(8)常任委員長報告の修正申し入れ及び署名」についてであります。

本会議で報告する委員長報告について、委員会でその内容を委員長一任とした場合、各委員が修正等の申し入れを行う場合は、委員長へ直接行うこと、次に、報告の署名は委員長のみが行うこととするものであります。

次に、同じく2ページの(9)の「マスコミ取材」についてであります。

従来、録音・録画機材に関しては、「録音した音声の放送での使用は認めないものとする」としておりましたが、今年度より使用を認めることとしたところであります。

なお、このことに関しては、8ページに記載のとおり、新たな取材要領を定めたところであります。

次に、3ページの(12)の「調査等」についてであります。

まず、アの県内調査についてであります、3点ございます。

1点目は、調査中の陳情・要望等について、事情聴取の性格を持つものであり、委員会審査に反映させれば事足りるということで、「後日、回答する旨等の約束はしない」ということ

であります。

2点目は、委員会による調査でありますので、個人行動はできるだけ避けるというものであります。

3点目は、県内調査であります。特に必要がある場合には、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるというものであります。

なお、日程につきましては、全国的にも1泊2日以内で実施している都道府県が多数となっていることから、今年度より2泊3日以内を1泊2日以内で実施することとしております。

次に、イの県外調査についてであります。

節度ある調査を行うために、個人的な調査、休祝日、定例会中、調査先の議会中及び災害時の発着、さらには単独行動を避けることを確認するものであります。

なお、日程につきましては、県内調査と同様の理由から、今年度より3泊4日以内を2泊3日以内で実施することとしております。

最後に、ウの国等への陳情につきましては、必要に応じて、所管する事項について関係省庁等に行うというものであります。

その他の事項につきましても、目を通していただきたいと思います。

皆様には、確認事項に基づき、委員会の運営が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

午前11時49分休憩

午前11時50分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

今年度の委員会調査など、活動計画案について書記に説明させます。

○大下書記 それでは、平成20年度商工建設常任委員会の活動計画について御説明いたしま

す。

お手元にお配りしております「平成20年度商工建設常任委員会調査等活動計画（案）」をらんください。

まず、県内調査についてであります。今年度も県内を県北、県南の2地区に分け実施するものとし、県南地区は5月19日月曜日から20日火曜日に、県北地区は5月27日火曜日から28日水曜日に、いずれも1泊2日で実施する予定であります。

次に、県外調査についてであります。今年度は8月27日水曜日から29日金曜日に2泊3日以内で実施する予定であります。

次に、閉会中の委員会についてありますが、7月23日水曜日、11月4日火曜日及び1月26日水曜日を予定日とし、内容等については、直前の定例会中の委員会で確認する予定であります。

最後に、国等への陳情についてありますが、陳情は必要に応じて、所管する部局の陳情項目を関係する省庁等に対し行う予定としておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員会の活動計画については以上であります。

○十屋委員長 書記の説明が終わりました。

活動計画（案）にありますとおり、県内調査を5月19日月曜日から20日火曜日、5月27日火曜日から28日水曜日の日程で実施する予定ですが、日程の都合もありますので、調査先について、あらかじめ皆様からの御意見を伺いたしたいと思います。

なお、参考としまして、「商工建設常任委員会 県内調査 調査先候補一覧」をお配りしております。

この資料を含めて、調査先等につきまして、

何か御意見、御要望がありましたらお出しただきたいと思います。

また、県外調査につきましても、あわせてお願い申し上げたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時53分再開

○十屋委員長 それでは、委員会を再開いたします。

県内調査について、日程等も含めまして何かございませんか。

休憩します。

午前11時53分休憩

午前11時54分再開

○十屋委員長 それでは、委員会を再開いたします。

正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

そのほか何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午前11時55分閉会